

議案第103号

栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成26年4月1日及び同年4月5日から栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、栃木県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

栃木県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約

第1条 栃木県市町村総合事務組合理約（平成18年栃木県指令市町村第1212号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (7) 消防救急無線設備（移動局無線設備及びこれと同等の設備構成となる無線設備を除く。）の整備及び管理（栃木県の区域を1つの区域として行うものに限る。）

別表第1中「南那須地区広域行政事務組合 佐野地区広域消防組合」を「南那須地区広域行政事務組合」に改める。

別表第2第4条第3号に掲げる事務の項中「南那須地区広域行政事務組合 佐野地区広域消防組合」を「南那須地区広域行政事務組合」に改め、同表第4条第4号に掲げる事務の項中「黒磯那須消防組合」を「黒磯那須消防組合 南那須地区広域行政事務組合 黒磯那須公設地方卸売市場事務組合」に改め、同表に次のように加える。

第4条第7号に掲げる事務	宇都宮市 足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 石橋地区消防組合 大田原地区広域消防組合 芳賀地区広域行政事務組合 黒磯那須消防組合 南那須地区広域行政事務組合 塩谷広域行政組合
--------------	---

第2条 栃木県市町村総合事務組合理約の一部を次のように改正する。

別表第1中「野木町 岩舟町」を「野木町」に、「大田原地区広域消防組合 栃木地区広域行政事務組合」を「大田原地区広域消防組合」に改める。

別表第2第4条第1号及び第2号に掲げる事務の項中「野木町 岩舟町」を「野木町」に改め、同表第4条第3号に掲げる事務の項及び同表第4条第4号に掲げる事務の項中「野木町 岩舟町」を「野木町」に、「大田原地区広域消防組合 栃木地区広域行政事務組合」を「大田原地区広域消防組合」に改め、同表第4条第5号に掲げる事務の項及び同表第4条第6号に掲げる事務の項中「野木町 岩舟町」を「野木町」に改める。

附 則

この規約中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は同年4月5日から施行する。